

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 2 年 8 月 31 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、令和 2 年 3 月 27 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を取りまとめた。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

別紙に掲げる今後の対応方針を踏まえ、本件措置の周知等更なる活用の促進を図るとともに、その状況を踏まえ所要の対応を行うものとする。

全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

別紙

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管府省庁
709(710,711)	特産酒類の製造 事業(単式蒸留 焼酎及び原料用 アルコールに関 する事項)	地域の特産物である農作物等を原料 とした単式蒸留焼酎又は原料用アル コールを製造しようとする者が、製造免 許を申請した場合には、最低製造数量 基準を適用除外とする。	関係府省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の 発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和 5年度に改めて評価を行う。	令和5年度	財務省